

笠農第1306号  
令和6年10月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠岡市長

市町村名 (市町村コード)	笠岡市 (33205)
地域名 (地域内農業集落名)	神島地区 (神島・神島外浦・横島・入江)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月8日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

神島地区では、平地部の大半は市街地を形成しており、農業従事者の高齢化・後継者不足等によって農業生産額は減少傾向にある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

花きの施設栽培が盛んな地域であるため、施設栽培を中心に周年栽培に努め、経営規模の拡大、加温コストの低減や生産技術の向上を図り、多様化するニーズに合わせた多様な品目・品種・作型を推進していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に合わせた集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

かんがい排水施設の整備・改修を推進するとともに、既存の果樹・花きの栽培基盤を活かした生産関連施設を中心に産地の維持を図る。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう行政と協力して防除対策を進める。
- ②環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進める。
- ③土地利用型の大規模・近代的な農業の実現に向けてスマート農業の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用した条件整備を行う。
- ⑧地域の営農状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の設置を検討する。